

設備投資減税に関するQ&A

2020年10月23日版

- ・ このQ&Aは、リースで導入した設備について、設備投資減税をご利用いただく際の一般的な留意事項を整理したものです。随時更新をいたします。

***6月5日版から修正・追加した設問番号を赤字で示しています。**

【国税・地方税】2020年度税制改正

Q1 2020年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年4月）による設備投資減税制度の改正内容を教えてください。

A 以下の改正が行われました。

〈国税関係〉

- 5G投資促進税制が創設されました。
- 中小企業経営強化税制の対象設備にテレワーク等のデジタル投資が追加されました。
- 以下の投資減税の適用期限が2年間延長となりました。

省エネ再エネ高度化投資促進税制

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の税額控除制度

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の税額控除制度

地方拠点強化税制

〈地方税関係〉

- 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置の適用期限が延長されるとともに、対象設備が追加されました。

適用期限：(改正前) 2021年3月31日まで (改正後) 2023年3月31日まで

対象設備の追加：事業用家屋・構築物

【国税】税額控除制度

Q2-1 5G投資促進税制の適用開始日を教えてください。

2020年10月23日修正

A 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（2020年6月3日公布）の施行日（2020年8月31日）から適用できます。

Q2-2 大企業の適用要件（5G 投資促進税制、地域未来投資促進税制）について詳しく教えてください。

2020年10月23日追加

A 大企業が5G投資促進税制（設備投資減税パンフレット2頁）、地域未来投資促進税制（設備投資減税パンフレット4頁）を利用する場合、適用除外要件が定められていますが、以下により判定します。

【下記1)、2)の要件のいずれかを満たさない場合は非適用】

- 1) 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えること。
- 2) 国内設備投資額が当期減価償却費の3割の金額を超えること。

*上記1)、2)のいずれも満たさない場合であっても、特定対象年度（適用年度）の所得金額が前事業年度の所得金額以下となる場合は**適用**できます。

Q3 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。

A 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。

Q4 税額控除制度を利用する場合の手続きを教えてください。

A 税務申告が必要です。確定申告書等に取得価額・控除金額の計算に関する明細書等の書類を添付して申告します。また、税額控除制度を利用するためには、青色申告書を提出する必要があります。

Q5 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引なのか教えてください。

A 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。一般的なリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。

- ① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。
- ② 賃借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

Q6 所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。

A 2008年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税法上、売買取引があったものとして法人税額又は所得税額の計算を行います。これにより、税法上は賃借人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われることから、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できます。なお、オペレーティング・リース取引で導入した設備は税額控除制度の利用ができません。

Q7 中小企業者等であれば税額控除制度を利用することができますか。

A 指定事業が定められている制度があります。このような制度では、対象設備を指定事業の用に供する必要があります。

また、中小企業者等であっても、大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人、大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人）と完全支配関係がある場合、課税所得（過去3年間平均）が15億円超となる場合は、中小企業経営強化税制等の適用ができません。

〈中小企業経営強化税制の指定事業〉

以下の中小企業投資促進税制の指定事業または商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定事業

〈中小企業投資促進税制の指定事業〉

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店営業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業、娯楽業〔映画業を除きます。〕を除きます。)

〈商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定事業〉

卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業（特定情報通信業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業（旅館業及びホテル業、左記以外の宿泊業）、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業〔映画業を除きます。〕、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除きます。)

【地方税】

Q8 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置について、市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2以下）で3年度分の固定資産税が軽減されますが、ゼロとしている自治体数を教えてください。

A 1,741 区市町村のうち 1,645 区市町村がゼロとしています（中小企業庁調査：2020年4月末現在）。

以上